

平成23年度の入札・契約制度の改正について

呉市水道局 管理部 財務課

入札・契約における適正な履行の確保等を図るため、次のとおり制度改正を行います。

1 最低制限基準価格の算出方法の改正

公共工事等の品質及び安全を確保するため、平成23年4月1日以降に発注する建設工事及び建設コンサルタント等業務に係る入札において使用する最低制限基準価格の算出方法を改正します。

建設工事の最低制限基準価格の算出方法については、工事の種類に応じて異なるものとし、次のとおり細分化し、公表します。

建設コンサルタント等業務の最低制限基準価格の算出方法については、次のとおりとし、公表します。

$$\text{決定最低制限価格} = \text{最低制限基準価格 (A)} \times \text{ランダム係数 (B)} \quad (\text{変更なし})$$

最低制限基準価格 (A) の算出方法

(1) 建設工事

工事の種類	最低制限基準価格 (A) の算出方法
土木 関連工事	$(\text{直接工事費} \times 95\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) + (\text{現場管理費} \times 60\%) + (\text{一般管理費} \times 30\%)$
建築 関連工事	$(\text{直接工事費} \times 95\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) + (\text{現場管理費} \times 60\%) + (\text{一般管理費} \times 30\%)$
建築物の 解体工事	$\{(\text{直接工事費} \times 75\%) \times 95\% + (\text{共通仮設費} \times 90\%) + \{(\text{現場管理費} + \text{直接工事費} \times 25\%) \times 60\% + (\text{一般管理費} \times 30\%)\}$
水道設備 関連工事	$[\{(\text{直接工事費} - (\text{機器費} \times 40\%)) \times 95\% + \{(\text{共通仮設費} + (\text{機器費} \times 10\%)) \times 90\% + \{(\text{現場管理費} + (\text{機器費} \times 20\%)) \times 60\% + \{(\text{一般管理費} + (\text{機器費} \times 10\%)) \times 30\%\}$

決定最低制限価格は、予定価格の80～90%の範囲内 (変更なし)

(2) 建設コンサルタント等業務

最低制限基準価格 (A) の算出方法
$(\text{直接業務費} \times 80\%) + (\text{間接業務費} \times 60\%)$

決定最低制限価格は、予定価格の70～80%の範囲内 (変更なし)

2 現場代理人の雇用関係の確認

現場代理人とは、請負人の代理人として、工事現場の運営・取締りなど、工事の施工に関する一切の事務を処理する者をいい、通常工事現場に常駐することとされています。

請負契約の適正な履行を確保するとともに、公共工事の一括下請け等の防止を図るため、平成23年4月1日以降に発注する建設工事において、請負人が工事現場に専任で配置する現場代理人については、当該請負人との直接的な雇用関係を有する者に限るものとし、当該請負人との雇用関係を確認します。

3 入札辞退に対するペナルティの緩和

受注希望型指名競争入札において、自ら入札参加を希望しながら、入札日以前に入札を辞退した者については、不誠実な行為と認められること及び指名通知後の談合防止の観点から、指名停止の対象としていました。

他団体等の取扱いを踏まえ、平成23年4月1日以降に発注する入札案件に係る入札の辞退については、指名停止の対象としないこととします。

ただし、辞退届等の意思表示もなく入札に参加しない場合は、従来どおり「入札不参加」として指名停止の対象となります。

4 元請施工実績要件の緩和

平成23年4月1日以降に発注する入札案件のうち、入札参加要件として公共工事等の元請施工実績を求める場合、これまで直近10年間の施工実績としている要件を、原則として、直近15年間の施工実績に緩和し、受注機会の拡大を図ります。

5 配水管布設工事等に係る入札参加条件の改正

既に局ホームページにおいて公表しているところですが、平成23年度から、水道配水用ポリエチレン管の採用に伴い、次のとおり入札参加条件を変更します。

口径	管種	入札参加条件		
		局入札参加資格者名簿登録業種	配水管技能者雇用条件 (1名以上)	配水管技能者の常駐 (1名以上)
50mm以下	配水用ポリエチレン管 (HPPE)	管工事 呉市水道局指定給水 装置工事事業者	配水管技能者(HPPE) (平成25年度からの条件)	配水管技能者(HPPE) 管布設施工時
50mm超 500mm未 満	ダクティル铸铁管 (DIP)	「土木一式工事」 又は「管工事」	配水管技能者(耐震)	配水管技能者(耐震) 管布設施工時
	配水用ポリエチレン管 (HPPE)	「土木一式工事」 又は「管工事」	配水管技能者(HPPE) (平成25年度からの条件)	配水管技能者(HPPE) 管布設施工時
500mm以 上	ダクティル铸铁管 (DIP)	「土木一式工事」 又は「管工事」	配水管技能者(耐震) (平成24年度までの条件) 配水管技能者(大口径) (平成25年度からの条件)	配水管技能者(大口径) 管布設施工時

[注] 特殊工法による配水管布設工事の場合は、上記表の技術的条件が異なる場合があります。

詳細は、局ホームページ「【重要】平成23年度からの配水管布設工事の入札参加資格について」(H22.11.22掲載)等をご参照ください。

呉市水道局が発注する建設工事及び建設コンサルタント等業務の入札方式について

呉市役所が発注する建設工事及び建設コンサルタント等業務における入札案件については、平成23年度より「電子入札の完全実施」及び「一般競争入札(ダイレクト型・事後審査方式)の導入」を行うこととしています。

呉市水道局では電子入札環境を整備中であることから、平成23年度に当局が発注する建設工事及び建設コンサルタント等業務の入札案件に係る入札方式については、現行どおり「紙入札」及び「事前審査方式」により実施することとします。ご了承ください。

建設工事の最低制限基準価格の算出方法の改正について

(1) 現行

決定最低制限価格 = 最低制限基準価格 (A) × ランダム係数 (B)

最低制限基準価格 (A) の算出方法

直接工事費，共通仮設費，現場管理費及び一般管理費のそれぞれに一定の割合を乗じて求める。

ランダム係数 (B) の算出方法

入札案件ごとに，コンピュータで乱数 (ランダム係数) を発生させて求める。

(2) 改正の内容

決定最低制限価格 = 最低制限基準価格 (A) × ランダム係数 (B) **(変更なし)**

最低制限基準価格 (A) の算出方法 **(改正)**

建設工事における最低制限基準価格の算出方法について，工事の種類ごとに以下のとおり細分化し，公表します。

工事の種類	最低制限基準価格 (A) の算出方法
土木 関連工事	(直接工事費 × 9 5 %) + (共通仮設費 × 9 0 %) + (現場管理費 × 6 0 %) + (一般管理費 × 3 0 %)
建築 関連工事	(直接工事費 × 9 5 %) + (共通仮設費 × 9 0 %) + (現場管理費 × 6 0 %) + (一般管理費 × 3 0 %)
建築物の 解体工事	{ (直接工事費 × 7 5 %) × 9 5 % } + (共通仮設費 × 9 0 %) + { (現場管理費 + 直接工事費 × 2 5 %) × 6 0 % } + (一般管理費 × 3 0 %)
水道設備 関連工事	[{ 直接工事費 - (機器費 × 4 0 %) } × 9 5 %] + [{ 共通仮設費 + (機器費 × 1 0 %) } × 9 0 %] + [{ 現場管理費 + (機器費 × 2 0 %) } × 6 0 %] + [{ 一般管理費 + (機器費 × 1 0 %) } × 3 0 %]

注 1) 土木関連工事とは，道路，河川，池，港湾等に関する土木工事であり，舗装や水道・下水道管理設工事を含みます。

注 2) 建築関連工事とは，建物及び敷地内のいわゆる営繕工事であり，建物に付随する設備工事 (電気・管) を含みます。

注 3) 解体工事とは，建物の解体工事であり，土木関連工事である道路構造物等の解体工事は，土木関連工事として算出します。

注 4) 水道設備関連工事とは，水道施設等の制水扉やポンプ機器などの設備工事であり，機械器具設置工事等として発注する工事です。なお，水道設備に含まれる電気工事等については，水道設備関連工事として算出します。

ランダム係数 (B) の算出方法

入札案件ごとに，コンピュータで乱数 (ランダム係数) を発生させて求めます。

なお，ランダム係数の範囲については，引き続き非公表としますが，その範囲については，縮小します。

ランダム係数を乗じた後の決定最低制限価格は，予定価格の 8 0 ~ 9 0 % の範囲内とします。 **(変更なし)**

建設コンサルタント等業務の最低制限基準価格の算出方法の改正について

(1) 現行

決定最低制限価格 = 最低制限基準価格 (A) × ランダム係数 (B)

最低制限基準価格 (A) の算出方法

直接業務費及び間接業務費のそれぞれに一定の割合を乗じて求める。

ランダム係数 (B) の算出方法

入札案件ごとに、コンピュータで乱数 (ランダム係数) を発生させて求める。

(2) 改正の内容

決定最低制限価格 = 最低制限基準価格 (A) × ランダム係数 (B) (変更なし)

最低制限基準価格 (A) の算出方法 (改正)

建設コンサルタント業務における最低制限基準価格の算出方法は、以下のとおりとし、公表します。

最低制限基準価格 (A) の算出方法

(直接業務費 × 8 0 %) + (間接業務費 × 6 0 %)

注) 直接業務費と間接業務費の区分は、入札案件ごとに作成する業務費内訳書を参考としてください。

ランダム係数 (B) の算出方法

入札案件ごとに、コンピュータで乱数 (ランダム係数) を発生させて求めます。

なお、ランダム係数の範囲については、引き続き非公表としますが、その範囲については、縮小します。

ランダム係数を乗じた後の決定最低制限価格は、予定価格の 7 0 ~ 8 0 % の範囲内とします。(変更なし)

現場代理人の雇用関係の確認について

現場代理人は、請負人の代理人として、工事現場の運営・取締りなど、工事の施工に関する一切の事務を処理し、通常工事現場に常駐することとされています。

請負契約の適正な履行を確保するとともに、公共工事の一括下請け等の防止を図るため、平成23年4月1日以降に発注する建設工事において、請負人が工事現場に専任で配置する現場代理人については、当該請負人との直接的な雇用関係を有する者に限るものとし、当該請負人との雇用関係を確認します。

なお、雇用関係が確認できない場合、入札案件では参加資格要件を満たしていないものとして「失格」とします。

また、少額随意契約等により契約締結した後、請負人との直接的な雇用関係を有する現場代理人が配置できない場合は、指名停止措置を行うことがあります。

(1) 雇用関係等の要件

所属建設業者と直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない一定の権利義務関係（賃金・労働時間等））が存在すること。

在籍出向者及び派遣社員については、直接的な雇用関係を有する者とはいえません。

契約方法等による区分	現場代理人の雇用の時期について
入札案件	入札参加申請日の前日以前
随意契約案件（少額工事等）	契約日の前日以前

(2) 確認書類

株式会社、有限会社等の会社組織又は常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所の場合

証 明 書 類 （ 写 し 可 ）		雇用関係の認定日	注意事項
原則	健康保険被保険者証 （所属する建設業者名が記載されているもの）	交付日	市町村の国民健康保険証は該当しません。
上記の加入手続き中の場合	社会保険被保険者資格取得届 （社会保険事務所の受付印のあるもの）	社会保険事務所の受付印の日付	交付後写しを監督員に提出のこと。

従業員5人未満を雇用する個人事業所又は後期高齢者医療制度被保険者の場合

証 明 書 類 （ 写 し 可 ）		雇用関係の認定日	注意事項
原則	住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書	市町村発行の決定通知書の発行日	後期高齢者医療被保険者の場合、後期高齢者被保険者証も併せて提出してください。
上記によらない場合	青色事業専従者給与に関する届出書（税務署受付印のあるもの）	税務署受付印の日付	
上記によらない場合	雇用契約書（雇用通知等）及び給与台帳等支払い状況の確認できる書類（支払人の記名・押印したもの）	雇用開始の日付	

(3) 現場代理人と主任技術者の取扱いの区分

区分	配置状況	雇用関係について	雇用の時期について
現場代理人	専任配置（兼務不可）		
専任を要しない主任技術者	5件まで兼務可能 * 5件全て請負設計金額2,500万円未満の工事であること。 * 建築一式工事は5,000万円未満	直接的な雇用関係 (出向・派遣不可)	入札参加申請日の前日以前から引き続いて雇用関係があること。
専任を要する主任・監理技術者	専任配置（兼務不可） * 請負設計金額2,500万円以上の工事 * 建築一式工事は5,000万円以上	直接的かつ恒常的な雇用関係 (出向・派遣不可)	入札参加申請日の3か月以上前から引き続いて雇用関係があること。

(4) 現場代理人の専任配置の特例措置

災害復旧工事において、次の全ての条件を満たす場合は兼務可能

- ア) 設計図書に現場代理人の兼務を認める特記仕様書があること。
- イ) 全て請負金額2,500万円未満の災害復旧工事であること。
- ウ) 工事管理に支障がなく、兼務する工事現場間をおおむね10分以内で移動することが可能であること。
- エ) 工事担当課へ申請の上、兼務の承認を受けていること。なお、兼務する工事管理状況報告は毎週提出すること。

本体工事に関連した付帯工事で、工期が重複し、工事の一体性が認められ、随意契約により締結された工事

配水管布設工事に係る配水管技能者の雇用関係について

現場代理人の雇用関係についての取扱いは上述のとおりですが、呉市水道局発注の配水管布設工事に係る配水管技能者の雇用関係については、既に局ホームページで公表しているとおり、**平成24年4月1日以降**の入札案件より、現場代理人と同様、直接的な雇用関係を有する者に限るものとします。